

HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク中津

中津公共職業安定所広報
2024年4月号

contents

- ① 2024(令和6)年度雇用保険料率のお知らせ P.1
- ② 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 P.2
- ③ 雇用保険関係手続きに関するお願い P.2
- ④ 自動車運転者の改善基準が変更されます P.3
- ⑤ 管内労働市場のうごき P.4
- ⑥ セミナー、各種相談会のお知らせ P.4



しだれ桜(道の駅耶馬トピア)

1

《事業主の皆さまへ》

2024(令和6)年度の雇用保険料率のお知らせ
～ 2023(令和5)年度と同率です ～

- ◆ 2024(令和6)年4月1日から2025(令和7)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。)
 - 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き3.5/1,000です。
(建設の事業は4.5/1,000です。)

前年度と
同率だよ!

2024(令和6)年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	①+② 雇用保険 料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の 事業 ※	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2

《事業主の皆さまへ》

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座のお知らせ

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。

これらの方々が職場で安心して働き続けるためには、一緒に働く労働者とその障害特性等について理解し、共に働く上での配慮があることが大切です。

大分労働局では、一般の従業員の方を主な対象として、精神障害、発達障害者に関して理解していただき、職場内において精神・発達障害者を温かく見守り支援する応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となつていただくための講座を実施しています。



費用は無料です

養成講座の概要

内 容

「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について

メリット

精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

講座時間

概ね 90 分程度

受講対象

企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
※今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

講座の種類

集合講座

ハローワーク大分にて実施します。（開催日等は労働局HPでご確認ください。）

出前講座

講師が事業所に出向きます。（事業所単位で、直接お申し込みください。）



■まず基礎知識を学びたい

■開催日等の確認、お申し込みは大分労働局ホームページをご覧ください。

しごとサポーターeラーニング 検索

大分労働局 職業対策課 097-535-2090

大分労働局 検索

3

《事業主の皆さまへ》

雇用保険関係手続に関するお願い

毎年4月は雇用保険関係手続の最繁忙期となり、ハローワーク窓口が大変混雑いたします。

雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、以下の点につきまして、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

雇用保険手続の届出処理について

◇ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は特に時間を要しますのでご注意ください！

- 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。
- 被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けて提出をお願いします！

- 資格取得届の提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。

〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降〕

※雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

*** 来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますようご協力をお願いします！**

電子申請について

- 添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。
また、電子申請を行う際は、申請書類を提出する前に「申請データ保存」を行うことをお勧めします。ハローワークから「修正指示」により返戻があった場合に、その後の修正手続きをスムーズに行うことができます（利用されているソフトにより一部相違あり）。

4

《運送業を営む事業主の皆さまへ》

令和6年4月から、自動車運転者の改善基準が変更されます

1年・1か月の拘束時間	<p>1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内</p> <p>【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす場合） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める</p>
1日の拘束時間	<p>13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）</p> <p>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合※1、16時間まで延長可（週2回まで） ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所所以外の場所におけるものである場合</p>
1日の休息期間	<p>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</p> <p>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合※1、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える</p>
運転時間	<p>2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内</p>
連続運転時間	<p>4時間以内</p> <p>運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</p> <p>【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可</p>
予期し得ない事象	<p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる※2。勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える。</p> <p>※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船中のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発生時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと <p>ただし、運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。</p>
特例	<p>分割休息</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割休息は1回3時間以上 ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度
	<p>2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合）</p> <p>身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可</p> <p>【例外】設備（車両内ベッド）が一定の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要） ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可
	<p>隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合）</p> <p>2暦日の拘束時間は21時間、休息時間は20時間</p> <p>【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可。ただし、2週間に3回まで。2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない</p>
	<p>フェリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない） ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される
休日労働	<p>休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない</p>

自動車運転車の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら。
自動車運転者の長時間労働改善に向けた様々な情報を掲載しています。



5 管内労働市場のうごき

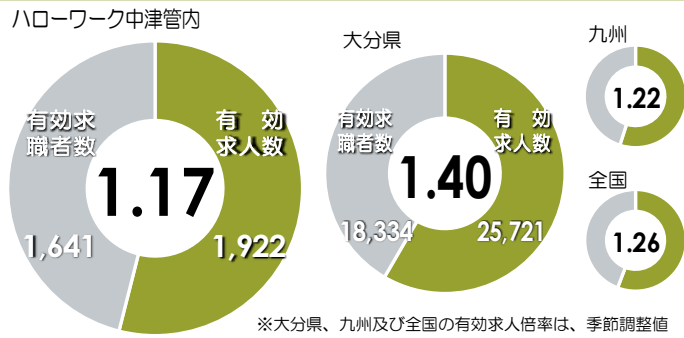
■職業紹介関係 (2月)

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
新規求職申込件数	419	466	423	▲4
月間有効求職者数	1,641	1,545	1,550	91
新規求人数	675	633	773	▲98
月間有効求人数	1,922	1,963	2,089	▲167
新規求人倍率	1.61	1.36	1.83	▲0.22
有効求人倍率	1.17	1.27	1.35	▲0.18
紹介件数	451	370	455	▲4
就職件数	166	126	177	▲11

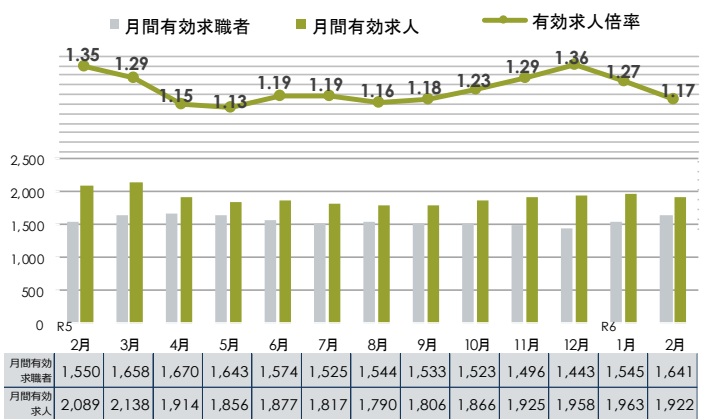
■雇用保険関係 (2月)

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
適用事業所数	1,509	1,507	1,517	▲8
月末被保険者数	24,810	24,827	24,745	65
受給資格決定件数	96	117	90	6
受給者実人員	344	356	332	12

■有効求人倍率 (2月)



有効求人倍率/求人・求職の推移 (令和5年2月～令和6年2月)



6 セミナー、各種相談会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

4/16 火

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談
会場:ハローワーク中津会議室

再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等しながら実践力を身につける専門講師によるセミナー(定員各15名)定員に満たない場合は当日申し込み・受講も可能です。【申込み】ハローワーク中津受付まで

福祉のしごと相談会 当日受付

4/19 金

13:00~15:00 会場:ハローワーク中津面接室

福祉関係の職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供を行っています。

【問】大分県福祉人材センター ☎ 097-552-7000

看護職の就職相談会 当日受付

4/16 火

10:00~12:00 会場:ハローワーク中津面接室
ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供を行っています。

【問】大分県ナースセンター ☎097-574-7136

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

4/9 火

13:00~16:00 会場:ハローワーク中津会議室または面接室
働くことに悩みを抱えている15~49歳までの方へのキャリア・コンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けてサポートします。

【予約】おおいた地域若者サポートステーションまで ☎ 097-533-2622

心理カウンセリング 事前予約

4/5・12・19・26 金

13:00~16:00 会場:ハローワーク中津相談コーナー
就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士の相談やアドバイスが受けられます。【予約】ハローワーク中津まで